

府中市告示第109号

府中市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年9月府中市条例第12号）第3条第1項の規定に基づき、行政手続のオンライン化を行うこととしたため、府中市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（令和4年11月府中市規則第76号）第3条の規定により次のとおり告示する。

令和7年7月17日

府中市長 高野 律雄

1 対象業務

府中市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例に基づく標識設置届、標識記載事項変更届及び住民説明報告書に関する事務

2 対象条例等

府中市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例第6条及び第7条

府中市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則第7条、第8条及び第11条

3 開始日時

令和7年7月17日